



令和 4 年 1 月 21 日

退職される皆様へ

一般財団法人広島県教育職員互助組合理事長

退職医療制度について（お知らせ）

退職される皆様に退職医療制度についての大切なお知らせになりますので、必ずお読みいただきますようよろしくお願ひいたします。

さて、退職後に加入できる退職医療制度の各事業は、加入時等の掛金とその運用益である利息及び配当金で実施しており、令和 3 年度の実施事業につきましては、広報紙「福利ひろしま」や「退職後の福利厚生と退職手当」等でお知らせしているとおりです。

実施事業のうち、「1 日人間ドック」「入院助成金」「研修旅行」等は掛金の運用による利息及び配当金約 5,000 万円を財源として実施してきましたが、超低金利の長期化に伴い、令和 4 年度以降、利息及び配当金が年間 1,000 万円未満になることが予測されます。

併せて、近年の加入者の減少、組合員の高齢化に伴う給付額の増加、定年延長など退職医療制度の中長期的な財政状況に大きく影響を与えていくものと考えられ、今後、広島県教育職員互助組合運営規則第 51 条の規定により、現在の給付額の大幅な減額等の調整を行う必要が生じる可能性があります。

このような状況から、退職医療制度の長期的な財政健全化を図るため、来年度、専門家に委託して中長期的な財政見通しの診断等を行い、今後の事業実施について検討及び調整を行うなど引き続き健全な運営に向けて努力して参りますが、退職される皆様におかれましては、退職医療制度の状況を御理解の上、加入について御検討いただきますようよろしくお願ひいたします。